

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 受付終了のお知らせ

平成26年8月1日から始まりました「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付の締切りが11月4日に迫っています。

支給対象の可能性のある方には、平成26年7月下旬に申請書を郵送していますので、申請がまだの方は、申請受付締切りまでに役場保健福祉課または町民税務課にて申請手続きを行ってください。

**締切後は受け付けできませんのでご注意ください。**

■ **問合せ** 臨時福祉給付金について 保健福祉課 ☎ 47-8007  
子育て世帯臨時特例給付金について 町民税務課 ☎ 47-8015

## 年金のお知らせ

■ **問合せ** 武生年金事務所 TEL 23-1124 町民税務課 ☎ 47-8015

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に証明書が送付されます。

### 年末調整・確定申告まで

### 大切に保管を！

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている左記番号にお問い合わせください。

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】  
0570-0058-5555(ナビダイヤル)

0500から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1144(一般電話)にお電話ください。  
自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「6」を押してください。

〈受付期間〉 平成26年11月4日(火)～  
平成27年3月16日(月)

※12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
〈受付時間〉 月～金曜日 午前9時～午後7時  
第2土曜日 午前9時～午後5時

## 町税等にかかる還付加算金の未払いについて

■ 問合せ

町民税務課  
TEL 47-8014

このたび、全国の各自治体における還付加算金の未払いの報道ならびに福井県からの照会を受け、町の事務処理手続きについて確認したところ、当町においても還付加算金の未払いがあることが判明しました。

現在、地方税法の規定に基づき、対象となられる方、件数、金額等を調査しています。件数、金額等が確定次第、対象となられる方々へお詫びと還付のご案内

内をさせていただきます。

対象となられる方々には大変ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないよう適正な事務執行に努め、再発防止に取り組んでまいります。

※還付加算金：過誤納金(納め過ぎとなった町税など)をお返しする際に、過誤納金に加算して支払う利息に相当するもの